

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和6年2月20日（令和6年（独情）諮問第16号）

答申日：令和7年11月5日（令和7年度（独情）答申第69号）

事件名：特定年度入学者選抜試験特定科目の出題担当委員が作成した問題文又はその候補問題の開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月18日付け第2023-141号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1、意見書2（修正を反映したもの）、意見書3（意見書2の補追記）及び意見書4（意見書3の補追記）によると、おおむね以下のとおりである。なお、具体的な解法等に関する記載の一部及び資料は省略する。

（1）審査請求書

通知書の「不開示とした理由」に依れば、「該当者なし」と同じだが、何某かの業務を当該出題委員が行っているならば、不存在はあり得ないため。

（2）意見書1

令和5年度（2023年度）国立大学法人東京大学入学者選抜試験第2次学力試験前期日程理科1～3類「数学」第3問の解答には陰関数定理の適用が不可避である。

（以下略）

（3）意見書2

この度、諮問庁が、令和7年7月30日付け、で作成し、同日、情報公開・個人情報保護審査会事務局において、第1857号にて受付された「令和6年（独情）諮問第16号：補充理由説明書」を受領し、改めて本書面をもって意見を申し述べます。

(中略)

本件については、上記の「補充理由説明書」において、初めて入試事務に係る文書が、「組織共用文書」と位置づけられましたから、この際、当該文書の開示の必要性を疎明するため、「令和6年度東京大学入学者選抜試験前期日程（理科1～3類）第2次学力試験：数学第2問」を例にとって、以下の通り、事実関係を説明します。

第2問（問題文）

(中略)

上記第2問の解答を見れば、満点評価基準自体は、明らかである。

ここで問題となるのは、第1に、第2問全体の配点である。第2は、枝問題（1）乃至（3）の配点である。第3は、未完成の答案に対する評価としての部分点の過多である。上記の枝問題（2）は、「理由」を問いたださなければ、中学校レベルの三角形の図式により、「答え（結論・結果の数値）」を容易に推認しうるため、結果としての「答え」のみが解答されていた場合、部分点が、何点与えられたかが重大な差異となって合否に影響したと考えられる。

本件については、「補充理由説明書」（下記第3の2）にいう「入試問題作成スケジュール、すなわち入試問題が、いつ頃にどのような熟度の案としてあるのか、具体的には、いつ頃に組織で管理すべき熟度のものとなり、いつ頃に出題予定の試験問題として確定されるのか」という情報こそ全面的に開示されるべきである。

採点基準が公表されない事と情報漏洩の懸念とは、本来全く関係がない。あくまでも、数学である以上、「解答」は、「問題文」が確定した時点で、必然的に確定しているため、不開示情報の内容は「配点」に事実上限定されている。

以上の通り、本件については、法5条3号、4号柱書き及び同号ハの不開示情報該当性は皆無であるから、改めて、然るべき法人文書を特定の上、それらの法人文書の全部開示の再処分を求める。

(4) 意見書3

上記（3）の意見書2に次のとおり、追記する。

令和7年8月8日付け、意見書（意見書2）作成後、さらに事案を検討した結果、「配点」に事実上限定されていることに疑いの余地はないが、例えば、枝問題（2）で、80%以上の得点をした受験生にのみ枝問題（1）の得点を付与すると言った採点基準（態様）もありうる点に気が付いた為、以下に審査請求人の試案を示して、この点についてもさらに疎明します。

1. 第2問（全部）の配点を50点（全問120点）とする。
2. 枝問題（1）：10点、枝問題（2）：20点、枝問題（3）：2

0点の配点とする。

3. 誤字脱字は、一箇所につき－1点とする。

4. 枝問題（1）は、理由部分、答え（結果）各5点とする。

5. 枝問題（2）は、上記解答の1行ごとに2点として、2、3行目は、省略可能とする。

6. 枝問題（2）が、15点以上の者のみ、枝問題（1）を加点する。

7. 枝問題（3）は、最大値・最小値各5点、理由部分10点とする。

枝問題（1）は公式を適用しての単なる計算問題であるが、枝問題（2）、（3）は、その公式の成立の根拠の一部でもあるため帰って、公平・公正な試験に資すると考えられる。

（5）意見書4

上記（4）の意見書3に、さらに、以下のとおり追記します。

本件「補充理由説明書」（下記第3の2）によれば、入学試験問題に関する文書についても、組織共用文書として位置づけられたため、令和7年度（独情）答申第19号の「答申書」の別紙（本件対象文書）文書2（原処分2（令和5年（独情）諮問第132号）関係）についても、諮問庁において、保有している可能性があるので、2023年度東京大学入学試験（前期日程）理科1～3類第2次学力試験「数学」第6問に係る「実数 α 」についても、次の通り疎明します。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件対象文書について

本件対象文書は、「令和6年度学部入試前期日程数学の出題委員が本開示請求時点までに作成した問題文またはその候補」である。国立大学法人東京大学（以下、第3において「本学」という。）は、2023-141号の開示請求に対し、「該当する法人文書は保有しておらず不存在。」との不開示決定（原処分）を令和5年12月18日に行った。

これに対して審査請求人は、令和6年1月4日受付けの審査請求書により、開示決定の取消しを求めている。

（2）審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、上記令和6年1月4日受付けの審査請求書において、「何某かの業務を当該出題委員が行っているならば、不存在はあり得ない」旨を主張する。

本件開示請求は、令和6年2月25日及び26日実施予定の本学学部入試前期日程試験の特定科目の出題委員が、入試問題やその候補問題、及び出題委員が作成したメモやPDF、コンピュータ内のアルゴリズム等を求めているものであるが、開示請求を受け付けた令和5年11月2

4日時点では当該入試問題やその候補問題等について作成していないため、不存在としたものである。

入学試験問題については、公平性、機密性、中立性、正確性などを考慮した厳格な手続きに基づき、入学試験問題作成等の業務を行っているところであり、入学試験実施前の時期に組織共用文書としては保有していない。

よって、本件対象文書を作成しておらず不存在とした本学の不開示決定（原処分）は妥当である。

（３）結論

以上のことから、本学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

２ 補充理由説明書

入学試験問題に関する文書については、これまで、実施前の段階では個別検討のために作成されたものであり、組織として一元的に管理されていないことから、組織共用文書には該当せず、不要になり次第廃棄する性質のものとして整理していた。しかしながら、今回の審査会事務局からの質問を受け、入学試験問題に関する文書の取扱いについて改めて検討・精査した結果、実施前の段階であっても、組織的に共有・活用される文書が存在する場合には、組織共用文書として位置付けるべきであるとの考えに改めることとした。

なお、仮に請求内容に合致する文書が存在していたとして、本件対象文書は入試実施の際に作成されるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、入試問題作成スケジュール、すなわち入試問題が、いつ頃にどのような熟度の案としてあるのか、具体的には、いつ頃に組織で管理すべき熟度のものとなり、いつ頃に出題予定の試験問題として確定されるのか等に関する情報（以下「本件存否情報１」という。）を明らかにすることとなる。本件存否情報１は、公平性、機密性、中立性、正確性が強く求められ、極めて厳格に管理する必要がある入学試験問題に関する情報であり、これが公にされると不正行為や盗難のリスク、関係していると思料される教職員への不当な働きかけのリスクが高まる、情報漏洩の疑念が生じやすくなるなど本学の入試実施事務に関する大きな支障をもたらし、ひいては本学の入学試験に対する疑義、信用失墜が生じるおそれがあることから、法５条３号、４号柱書き及びハの不開示情報に該当する。

また、本件存否情報１は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。よって、その存否を明らかにすることにより、法５条３号、４号柱書き及びハの不開示情報を開示することになることから、法８条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきである。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| ① | 令和6年2月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年4月4日 | 審査請求人から意見書1及び資料を収受 |
| ④ | 令和7年7月30日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑤ | 同年8月12日 | 審査請求人から意見書2を収受 |
| ⑥ | 同月15日 | 審査請求人から意見書3を収受 |
| ⑦ | 同月22日 | 審査請求人から意見書4及び資料を収受 |
| ⑧ | 同月26日 | 審査請求人から資料を収受 |
| ⑨ | 同年9月18日 | 審議 |
| ⑩ | 同年10月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条3号、4号柱書き及びハの不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきであったことから、原処分は結論において妥当であると説明するので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、令和6年度東京大学入試教科委員会前期日程部会・教科「数学」（理科1～3類対象）担当出題委員が、本開示請求書受付時点までに作成した法人文書、特に、問題文またはその候補の開示を求めるものであるから、本件対象文書の存否を答えることは、当該文書が本件開示請求書受付時点において法人文書として保有されていたという事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 審査請求人は、本開示請求書受付時点までに作成した法人文書の開示を求めているところ、本件存否情報2を仮に公にした場合、本開示請求のみでは、本件対象文書を作成し、又は取得した日を特定できないが、開示請求の受付時点や本件対象文書の作成時点等を変更して繰り返し開示請求を行うことによって、いずれ当該日を特定できることになる。

そうすると、本件存否情報2が公にされると、不正行為や盗難のリスク、関係していると思料される教職員への不当な働きかけのリスクが高まる、情報漏洩の疑念が生じやすくなるなど東京大学の入試実施事務に関する大きな支障をもたらし、ひいては東京大学の入学試験に対する疑義、信用失墜が生じるおそれがある旨の上記第3の2の諮問庁の説明は、

不自然、不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条4号柱書きの不開示情報を開示することになるため、同条3号及び4号ハについて判断するまでもなく、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (3) しかし、処分庁は、本件対象文書に該当する文書が法人文書となることではないという認識の下、実質的に当該文書の探索及び特定を行うことなく「該当する法人文書は保有しておらず不存在。」（不開示）とする原処分を行っている。このような場合において原処分を取り消し、改めて法5条4号柱書きの不開示情報を明らかにすることとなるとして法8条の規定により開示請求を拒否するという不開示決定を行う意味はなく、本件対象文書を不開示としたことは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分における法人文書不開示決定通知書の「不開示とした理由」欄には、「該当する法人文書は保有しておらず不存在」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由を示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条3号、4号柱書き及びハに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号及び4号ハについて判断するまでもなく、不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

令和6年度東京大学入試教科委員会前期日程部会・教科「数学」（理科1～3類対象）担当出題委員が、本開示請求書受付時点までに作成した法人文書。特に、問題文またはその候補。（ただし、数値が確定していない草案等を含む。出題委員が作成したメモ・PDFファイル・コンピュータ内のアルゴリズム・ホワイトボードに記載したもの等を含む）